

# 農業者の皆様へお知らせ

## 地域計画に係る「協議の場」の説明会を開催します

地域計画とは、地域で守り続けてきた農地を次の世代に引き継いでいくための、地域農業の将来の在り方の計画です（詳しくは裏面の説明をご覧ください）。

地域計画の策定に向けた「協議の場」の説明会を以下のとおり行います。地域計画は今後の農業において重要な計画となりますので、ぜひご参加ください。

農繁期の大変お忙しい時期となり申し訳ありませんが、多くの皆様の参加をお待ちしています。

### ■内容

- ・地域計画とは
- ・協議の場の設置について
- ・地域計画と目標地図の作成について
- ・地域計画策定に係る今後の取組について
- ・協議事項について

### ■参集者

- ・農業者 どなたでもご参加いただけます。
- ・中山間地域等直接支払制度の集落協定代表者および役員
- ・関係機関 等

### ■日程

市内6会場で実施します。都合のよい実施日にご参加ください。

日時	場所	参集地区の目安
9/28 (木) 19:00~	赤泊総合文化会館 多目的ホール	赤泊
9/29 (金) 19:00~	羽茂農村環境改善センター 多目的ホール	小木・羽茂
10/2 (月) 19:00~	あいぼーと佐渡 多目的ホール	両津
10/3 (火) 19:00~	金井コミュニティセンター ホール	金井・新穂・畑野
10/4 (水) 19:00~	あいかわ開発総合センター ホール	相川
10/5 (木) 19:00~	アミューズメント佐渡 小ホール	佐和田・真野

裏面の地域計画の説明もご覧ください。

#### 【問い合わせ先】

佐渡市農林水産部 農業政策課 農業企画係

電話 0259-63-5117 FAX 0259-63-5127

メール u-nouki@city.sado.niigata.jp

# 「人・農地プラン」から「地域計画」に移行します

10年後を見据えて、農地の利用について皆さんで話し合ってみませんか？

これまで集落の話し合いで作成してきた「人・農地プラン」は、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月までに「地域計画」として策定することになりました。

## ■地域計画とは？

- ・地域で守り続けてきた農地を次の世代に引き継いでいくため、地域農業の将来の在り方、地域の課題や方針、目標地図を取りまとめた計画です。
- ・目標地図は農業を担うもの（認定農業者、兼業農家、自給的農家、農作業受託組織等）ごとに、10年後の耕作予定者を農地一筆ごとに特定して、地図に示すことにより作成します。

## ■意向調査の実施

地域計画を作成するため、農業者の皆様へ意向調査を行います。このお知らせと一緒に配布していますので、ご協力をお願いいたします。なお、これまで人・農地プランでの話し合いをしている農業者も含め、より詳しい意向を把握するため全農業者へお願いしています。

## ■地域計画策定方法

地域計画を作るためには、地域の皆様の話し合いが必要となります。これまで、中山間地域等直接支払制度の集落協定では人・農地プラン（集落戦略）の話し合いを行ってきたところですが、引き続き地域計画における話し合いを行い、目標地図の作成等地域計画を作るための取り組みを進めていきます。

また、集落協定の締結されていない地域（人・農地プランのエリアに入っていない地域）においても可能なところから、話し合いの実施をお願いしたいと考えております。

まずは、説明会へご参加ください（裏面の日程をご確認ください）。

## ■農地の権利移動

・令和7年4月以降の権利移動の手法は、農地バンク法（新潟県農林公社を利用するもの）と農地法第3条の2つに集約（基盤法（相対）による権利移動は廃止になります。）。

・農地バンクは、地域計画に農業を担う者として位置づけられた経営体に対し、権利設定を実施。

・農業を担う者以外への権利設定をする際は地域計画の変更が必要です（柔軟に対応）。